



Q1 この条例は、どんな条例ですか？

A1 この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に制定したものです。

Q2 言動を規制する罰則を定めているが、「表現の自由」との関係はどうか？

A2 川崎市では、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、こうした行為が、市内において、再び繰り返されることは看過できないことから、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利に留意し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に、構成要件の明確化を図り、禁止規定を設けました。

この禁止規定に違反し、再び同様の行為を行おうとする者に対し、まず、「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、「公表」をするとともに、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設け、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

また、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意することとしております。

Q3 外国や外国人に関する批判は、全て禁止されるのですか？

A3 この条例では、「本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として」、「本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの」などを対象にしていますが、個別の事案については、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、市長が、慎重に最終判断を行うこととなります。

したがって、日常生活における言い争いや、会員のみの会合、単なる批判、悪口といったものや、歴史認識の表明、政治的な主張などについては、基本的に対象にしていません。

Q4 今後、川崎市はどのような取組を進めていくのですか。

A4 川崎市では、不当な差別を生まない土壌を築く取組が大変重要であると認識しています。

これまで、児童生徒をはじめ、様々な世代の方々を対象に、人権教育及び人権啓発を行ってきましたが、この条例の制定を一つの契機に、こうした取組がより効果的なものとなるよう、その充実に努めるとともに、この条例に基づく施策を着実に推進してまいります。

詳しくは川崎市ホームページ  
「人権条例」で



<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000113041.html>

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」  
に関するお問い合わせ、御相談等は

電話番号 **044-200-2359**

受付時間：8:30～12:00／13:00～17:15

## 川崎市 差別のない人権尊重の まちづくり条例について

人権を尊重し、  
共に生きる社会を目指して

  
Colors, Future!  
いろいろって、未来。  
川崎市

川崎市 市民文化局  
令和2(2020)年3月